様式3-6 応募者等の参加資格要件（共通）確認書

**応募者等の参加資格要件（共通）確認書**

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| グループ名 |  | グループ | |
| 所在地（住所） |  | | |
| 構成企業・協力企業※1　名称または商号 |  | | |
| 代表者名 |  | |  |

| № | 応募者の参加資格要件（共通） | チェック欄 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条の各号のいずれかに該当する者である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 2 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第１項）の規定により市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 3 | 市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札等について入札参加停止措置を受けている。 | □　該当する | □　該当しない |
| 4 | 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生または再生の手続をしている者である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 5 | 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または次のいずれかに該当する者である。   1. 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者 2. 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者 3. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 4. 前記aからcまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者 | □　該当する | □　該当しない |
| 6 | 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条第１項に規定する政治団体およびこれに類する団体）である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 7 | 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 8 | 本市における入札等において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 9 | 都道府県および市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 10 | 「米原市観光・レクリエーション関連２施設に係る公共施設等運営事業者等選定委員会」の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関連のある者である。  なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。 | □　該当する | □　該当しない |
| 11 | 本事業において、アドバイザリー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、ならびにこれらの企業と資本面もしくは人事面で関係のある者である。 | □　該当する | □　該当しない |
| 12 | 本事業に係る他の参加グループの構成企業、協力企業として参加している。 | □　該当する | □　該当しない |
| 13 | 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第８項に規定する関係会社に該当する各法人が、他の参加グループの構成企業、協力企業として参加している。 | □　該当する | □　該当しない |

※1　本確認書は、構成企業および協力企業ごとに提出すること。提出に当たっては、構成企業・協力企業の項の該当しないものを抹消すること。